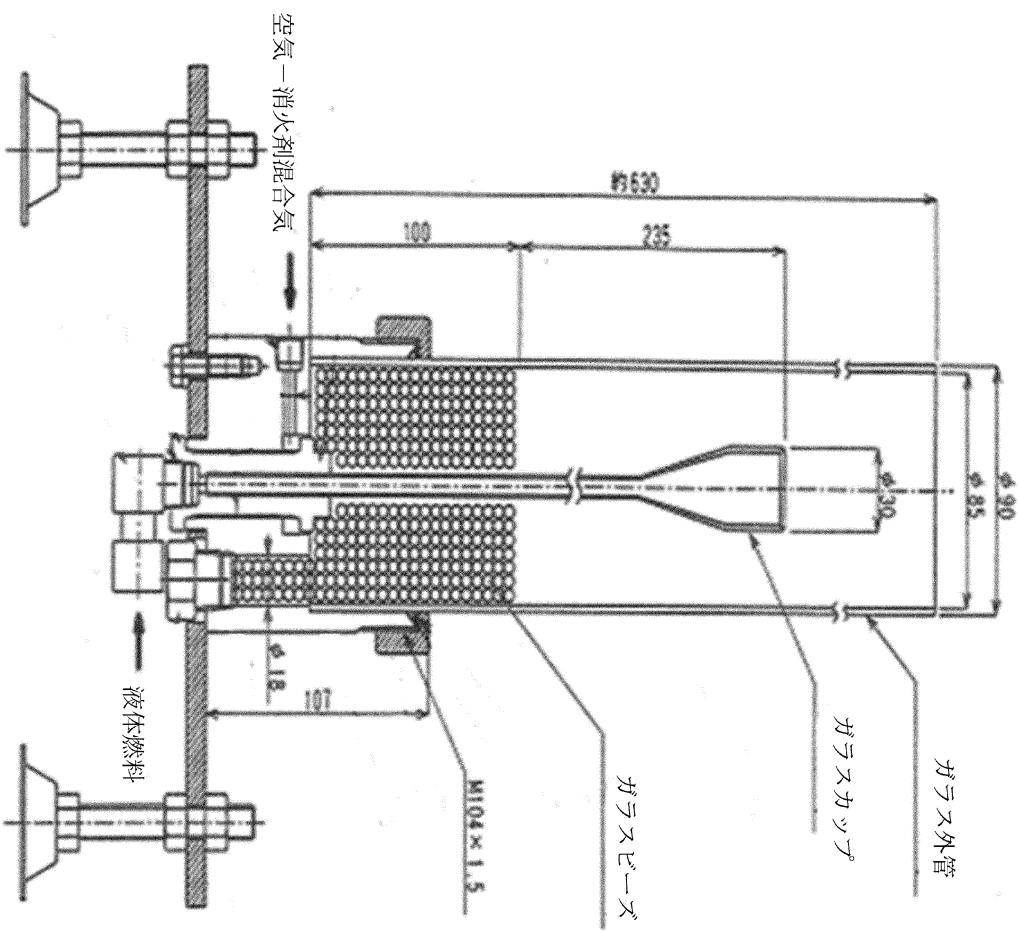


図２　カップ燃焼装置（FRI ガラスカップバーナー）

○総務省告示第五百五十九号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この告示は、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定めるものとする。

第二章　固定式の泡消火設備の基準

（定義）

第二条　この告示において、「Ⅰ型の泡放出口」とは、屋根（浮き屋根を除く。）を有する屋外貯蔵タンク（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「危険物規制令」という。）第十一条第一項第一号の二に規定する屋外貯蔵タンク（危険物規制令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを危険物規制令第十九条第一項で準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のうち浮き蓋付きの屋外貯蔵タンク以外のもの（以下「固定屋根式屋外貯蔵タンク」という。）において上部泡注入法（当該タンクの側板の上部に取り付けた泡放出口から当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面に泡を放出する方法をいう。以下同じ。）を用い、かつ、泡を当該タンクの側板の内面に沿って流下させない場合の泡放出口をいう。

2　この告示において、「Ⅱ型の泡放出口」とは、固定屋根式屋外貯蔵タンク又は浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクにおいて上部泡注入法を用い、かつ、泡を当該タンクの側板の内面に沿って流下させる場合の泡放出口をいう。

3　この告示において、「Ⅲ型の泡放出口」とは、固定屋根式屋外貯蔵タンクに底部泡注入法（当該タンクの下部に設置される泡放出口から当該タンクで貯蔵し、又は取り扱う危険物に泡を注入する方法をいう。以下同じ。）を用い、かつ、特殊ホース（送泡により伸張するホースで、その先端が当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面まで達し、かつ、泡を放出できるものをいう。以下同じ。）を用いない場合の泡放出口をいう。

4　この告示において、「Ⅳ型の泡放出口」とは、固定屋根式屋外貯蔵タンクに底部泡注入法を用い、かつ、特殊ホースを用いる場合の泡放出口をいう。

5　この告示において、「特型の泡放出口」とは、浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクにおいて上部泡注入法を用いる場合の泡放出口をいう。

（固定式泡放出口方式の基準）

第三条　固定式の泡消火設備のうち固定式泡放出口方式のもの（前条各項に規定する泡放出口を有するものをいう。以下同じ。）は、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の火災を有効に消火することができるように、泡放出口並びに泡放出口に付属する補助泡消火栓及び連結送液口を、この章に定めるところにより、設けなければならない。

（泡放出口の位置、構造及び設備）

第四条　Ⅰ型の泡放出口の位置、構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　泡放出口は、タンクの直径に応じて、別表第一の下欄に掲げる個数以上の個数を設けること。

二　泡放出口は、タンクの側板の外面に均等の間隔で設けること。

三　泡放出口は、火災のときの加熱、地震のときの衝撃等による被害を受けるおそれがないように設けること。